

令和3年度

「農村ビジネス」に取り組む農業者等を募集します！

農村ビジネスとは、農産加工品の開発、製造や農産物直売所、体験・観光農園、農家レストラン、農林漁業体験民宿等の農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、生産者の所得向上と地域の活性化を目指す取組です。

種別	事業区分	対象者	対象となる取組	補助率
推進対策	1 農村ビジネス創出対策	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人 (3)2戸以上の農林漁業者の組織する団体 (4)農林漁業者及び消費者や商工業者、学校等で組織する団体 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)森林組合 (8)市町 ※水産物を使った加工に取り組む場合、漁業者及び漁業協同組合を除く。(注)	○自ら生産した農産物を使った新たな加工品の開発や販路拡大、商品力強化に向けた取組 〔新商品開発のための試作、栄養分析、パッケージデザイン委託、商談会等への出展、専門家による助言研修、チラシの作成 等〕 ○農林漁家レストラン、体験・観光農園、農林漁家民宿等の開設に向けた取組や集客力強化に向けた取組 〔モニターツアーの実施、県産農林水産物を使ったメニューの開発、パンフレット、PR資材の作成 等〕 ○HACCPの認証取得 〔専門家による助言研修、認証機関による審査 等〕	1/2以内 (500千円を上限)
	2 農林漁家レストランの整備	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人	○新たに農林漁家レストランを開設するための施設整備 ○既に開設している農林漁家レストランの機能向上のための改修 等	1/2以内 (5,000千円を上限)
	3 観光農園、体験施設等の整備	(3)2戸以上の農林漁業者の組織する団体 (ただし、事業実施年度内に法人化する場合に限り) (4)農業協同組合 (5)漁業協同組合 (6)森林組合	○観光農園の開設に必要な休憩室の整備 ○農業体験・農産加工体験に必要な体験施設の整備 ○トイレの設置、手洗い場の整備(ただし、井戸の掘削は除く) 等	
	4 農林漁家民宿の整備	※「5 農産加工関連設備等の整備」は漁業者及び漁業協同組合を除く。(注)	○農林漁家民宿の営業に必要な改修(トイレ、浴室、洗面所、調理場に限り) ○安全対策に必要な資材(防火カーテン、誘導灯等)の整備 等	
5 農産加工関連設備等の整備		○新たな加工品の製造に必要な機械・施設等の整備 (ただし、既存の機械施設の更新は不可)		

(注) 水産加工については、「複合経営等漁家経営改善支援事業」(担当：水産課)の対象となっているため、本事業では対象としていません。

※ 事業申請に当たっての注意事項等を裏面に記載していますが、補助対象となる経費や事業の進め方などの詳細については、裏面に記載の「問い合わせ先」へお尋ねください。

※ 申請される前に、必ず所轄の農林事務所にご相談をお願いします。

「さが農村ビジネス支援事業」応募にかかる注意事項

○事業の採択要件

- ・本事業は「さが食・農・むら特別サポーターに登録し、年2回以上情報提供（ブログ投稿）を行うこと」を要件としていますので、HP「さが農村ひろば」の登録フォームで登録してください。事業申込書の提出時に、登録が完了したことが確認できる書類（登録完了のメールなど）を、提出してください。（推進対策と整備対策の両方に取り組む場合は4回以上のブログ投稿が必要です）

※この他にも事業区分ごとに要件がありますので、お問い合わせください。

○申請書の入手及び提出

佐賀県HP（<http://www.pref.saga.lg.jp>）から申請書（様式第1号、別紙A・B・C）をダウンロードできます。必要事項を記入し必要添付書類と一緒に所轄の、農林事務所農政課に提出してください。

- ※お住まいの所轄農林事務所については、「問い合わせ先一覧」でご確認ください。
- ※事業の詳細は、佐賀県HPに掲載の「実施要領」、「交付要綱」等をご確認ください。（佐賀県HP：トップページ>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>公募事業）
- ※添付書類については、お問い合わせください。

○採択のための審査

採択者は、採択基準に基づき書類審査にて選定します。

○事業のスケジュール

	募集期間	採択決定時期
1次募集	令和3年3月26日（金）～4月23日（金）	令和3年6月中旬頃
2次募集	令和3年7月1日（木）～7月21日（水）	令和3年9月中旬頃
3次募集	令和3年10月1日（金）～10月22日（金）	令和3年12月上旬頃

※ただし、予算の範囲内において支援を行うため、予算がなくなれば1次募集で終了する場合があります。採択予定時期は予定ですので、変更になる可能性があります。

○事業の実施

- 書類審査後、採択者を決定します。
- 採択される前に、実施したものについては、事業の対象となりませんのでご注意ください。
- ※事業は令和4年2月末までに事業完了できるものに限りです。

問い合わせ先 一覧

佐賀県農政企画課中山間・農村ビジネス担当	(0952) 25-7115
佐賀中部農林事務所（佐賀市・多久市・小城市）	(0952) 31-3282
東部農林事務所 （鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、神崎市、吉野ヶ里町）	(0952) 55-9761
唐津農林事務所（唐津市、玄海町）	(0955) 73-9347
伊万里農林事務所（伊万里市、有田町）	(0955) 23-5106
杵藤農林事務所 （武雄市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、嬉野市、太良町）	(0954) 63-5115